

雪堆積場違反車両検知システム構築運用業務 提案説明書

令和8年（2026年）8月

札幌市建設局土木部雪対策室

<提案説明書>

1. 業務名

雪堆積場違反車両検知システム構築運用業務

2. 本説明書の趣旨

本説明書は、「雪堆積場違反車両検知システム構築運用業務」（以下「本業務」という）の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3. 業務目的

新琴似8横雪堆積場は、本市が開設する約80箇所の雪堆積場の内、最大の搬入量を有する雪堆積場である。

当該雪堆積場では、ピーク時には一日当り3,000台もの一般排雪車両を受入しており、利用車両に対して規定の経路からの入場などの利用ルールを設けることで、周辺住民からの理解を得ながら運用を続けているが、度重なる周知にも関わらず、例年、ルール違反車両が後を絶たず、その対応に苦慮している状況である。

本業務は、別紙1「新琴似8横雪堆積場 利用ルール（禁止事項）概要図」に定める事項に違反した車両を検知し、出入口の誘導を行う交通誘導警備員へ伝えるためのシステムの構築及び運用を行うものである。

4. 業務内容

以下の内容は、目的達成のための一例であり、目的が達成できるならこれに縛られない。

4-1. システム構築

(1) ネットワークカメラの選定

下記①～⑥の機能を有するネットワークカメラ（低照度カメラ等）を選定、調達する。

【ネットワークカメラに求める機能】

- ① 屋外での使用を想定した性能を有している
- ② 着雪・着氷が発生しづらく氷点下かつ降雪下でも利用可能な耐候性を有する
- ③ データ通信SIMを搭載することでモバイル回線を利用してクラウド等に撮影した映像（動画または静止画）を送信し、14日間保持できること
- ④ 画像解析に必要な解像度（フルHD以上を想定）で撮影可能
- ⑤ 動画の場合、フレームレートは「20fps程度」とする。
ただし、現地の通信環境に応じて柔軟な対応を認める。
- ⑥ 赤外線もしくは低照度対応で、夜間時の映像も取得可能な性能を有している

【ネットワークカメラの調達】

上記①～⑥を満たすネットワークカメラを調達する。

なお、カメラ台数は、別紙1「新琴似8横雪堆積場 利用ルール（禁止事項）概要図」に記載の3台を想定している。

(2) データ通信SIMの選定および調達

(1)で選定したネットワークカメラに搭載可能なデータ通信SIMを選定、調達する。
なお、4-2.システム運用で示す運用期間において、撮影した映像を24時間継続して大幅な遅延がなく、画像解析に必要な解像度及びフレームレートにより送信し違反車両を検知及び通知できること。

(3) ネットワークカメラのキッティング

調達したネットワークカメラとデータ通信SIMのキッティングを行う。

設置・配線工事も本業務に含めること。

また、市が保有する支柱や基礎の貸与も可能であることから、必要に応じて協議を行うこと。

(4) 伝達・閲覧システムの構築

下記①～⑥の機能を有する伝達・閲覧システムを構築する。なお、既存システムの提案も認める。

別紙1「新琴似8横雪堆積場 利用ルール（禁止事項）概要図」についても確認すること。

【 伝達・閲覧システムに求める機能 】

- ① ネットワークカメラの撮影映像を解析し、カメラの撮影映像から判定できる通行を禁止している市道「新琴似第8横線」を使用し入場しようとした車両を特定する機能
- ② 特定した車両が新琴似8横雪堆積場に入場しようとする場合に、回転灯など、リアルタイムな方法により、出入口の誘導を行う交通誘導警備員へ伝達する機能
- ③ 禁止行為を行った車両が入場口まで到着するまでの間に、解析から伝達までのできる限り遅延なく行う機能
- ④ ネットワークカメラの撮影映像を解析し、4 t ダンプ専用退場口から右左折で退場した車両を特定する機能
- ⑤ 上記①、④のルール違反車両を記録し、Web 上で動画または静止画で確認できる機能（保持期間は14日間とする）
- ⑥ 上記①、④のルール違反車両を記録し、Web 上でリスト形式で確認できる機能
また、リストをCSV形式等の加工可能なファイルとして出力できる機能

4-2. システム運用

(1) 運用期間

運用期間は、令和8年12月1日から令和9年3月31日のうち、新琴似8横雪堆積場の開設初日から完全閉鎖日までの期間（※）とする。ただし、クラウドに保存した映像は完全閉鎖後14日間保持することとし、当該期間はシステムについても閲覧可能とすること。

※（参考）令和7年度実績・・・開設初日：12月10日、完全閉鎖日：3月6日

なお、やむを得ない事情により運用開始が開設初日に間に合わない場合は、別途協議を行うことができる。

(2) 運用・管理

システムを運用・保守するとともに、安定稼働のため必要なソフトウェアの更新やセキュリティパッチの適用などを行う。

4-3. セキュリティ要件

- ・札幌市情報セキュリティポリシーに基づき、別紙2「札幌市情報セキュリティポリシーに基づく特記事項」に規定する諸事項を順守すること。
- ・データ種別やシステム毎に利用者のアクセス制御等を行い、データの漏洩、改ざん等の防止に努めること。
- ・不正アクセスによる情報漏洩などを防ぐためにセキュリティ対策を行うこと。

4-4. 報告書作成

本業務で行ったシステムの構築および運用の作業内容をとりまとめ、報告書を作成する。ただし、既存システムを提案し新たなシステム開発を行わない場合は、閲覧システムの構築に関する部分を省略できる。

なお、報告書の構成や記載内容などについては、担当職員と十分に協議を行い内容の承認を得てから納品すること。

4-5. その他

- ・クラウドに記録した撮影映像の取り扱いは、業務着手後に業務主任と協議の上決定する。
- ・その他業務に関し疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議する。

5. 企画提案を求める事項

「4. 業務内容」について企画提案を募集する。企画提案は、A4版で最大18ページ（表紙及び目次は除く。）の書類（企画提案書）にまとめて提出すること。

(1) 提案内容

下表の内容について記載すること。

項 目	記載事項等
(1) 屋外用ネットワークカメラの選定及びキッティング	・調達費用、運用費用 ・形状 ・フレームレート ・記録情報のファイル容量 ・素材、耐久性（耐環境性能を含む） ・データ通信 SIM との接続方法 ・夜間時の映像取得機能 ・サンプル動画または画像 ・その他の仕様 ・設置費用 ・解像度 ・記録情報のファイル形式 ・給電方法 ・一般的な設置方法 ・配置箇所の提案
(2) データ通信 SIM の選定・調達	・初期費用、運用費用 ・通信回線の種類 ・通信回線速度 ・データ通信容量制限 ・記録容量 ・耐久性（耐環境性能を含む）
(3) システム設計および構築	・構築費用（既存システムをそのまま利用する場合は、参考見積には0円と記載） ・システム構成概要図 ・ネットワークカメラが使用する想定通信量 ・ネットワークカメラが作成する記録容量 ・記録情報の保存先、保存期間、ファイル形式 ・提案するシステムの内容や各画面の表示イメージ ・カメラの映像からルール違反車両を判定・検知する機能 ・ルール違反車両検知時の警報発報機能 ・ルール違反車両一覧の出力機能 ・システムに同時アクセスできるアカウント数 ・閲覧に必要なブラウザまたはソフトウェア ・不正アクセスによる情報漏洩などを防ぐためのセキュリティ対策 ・その他システムが使いやすくなるための工夫や機能
(4) その他	・本業務の参考見積金額 ・次年度以降のシステム運用業務の参考見積金額

6. 提案の上限額

本業務の委託費は10,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、令和9年度以降も事業の継続を予定しているが、その際は業務の仕様や性質に応じた適切な契約方法により契約を行う。

7. 履行期間

契約締結の日（10月上中旬を想定）から令和9年(2027年)3月31日（水）まで

8. 企画提案書の作成に係る留意事項

【全般的な留意事項】

- (1) 企画提案書は、契約候補者を決定するための評価対象となることから、企画内容の評価しやすいよう、具体的にわかりやすく記述すること。
- (2) わかりやすい説明に努めること。また、専門用語等の一般的に用いられない用語を使用する場合は、脚注を用いる等、その意味がわかるようにすること。
- (3) 提案内容は、提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。提案書に記載した内容は、全て提案価格で実現できるものとみなす。
- (4) 具体性が伴わない、根拠のない実現性を示した提案については、評価が低くなるため留意すること。

【企画提案書の体裁】

- (1) 表紙をつけ、表題として「雪堆積場違反車両検知システム構築運用業務」と記載すること。
- (2) 企画提案書はA4判（縦・横不問）、両面印刷で最大18ページ（表紙及び目次は除く。）とし、ページの通し番号を付すこと。なお、18ページを超えた場合は評価点数が減点となるので留意すること。やむを得ずA3判の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、ファイル折りすること。なお、A3判用紙1枚は、A4判用紙2ページ分として取り扱う。
- (3) 言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- (4) 文字サイズは10ポイント以上とすること。（図表等は必ずしもこの限りではない。）
- (5) 提案内容をわかりやすくするために、視覚的表現（写真、イラスト、イメージ図等）を使用する場合、説明は必ず文章で記載すること。なお、使用する個々の視覚的表現は、それぞれ1ページ以内に収めること。

【正本と副本】

- (1) 正本にのみ表紙に、提案事業者名、所在地、代表者、総括責任者氏名、電話番号及びメールアドレスを記載し、札幌市競争入札参加資格者名簿の登録申請に使用した印鑑を押印すること。
- (2) 審査の公正を期すため、副本には、会社名、住所、ロゴマークなど、企画提案者を特定できるものを記載してはならない。
- (3) 副本は、製本せずに、書類をクリップ等で留めること。

【業務実施体制】

- (1) 総括責任者や各部門の主担当者の氏名・所在地（主な勤務場所）、開発に携わる技術担当者人数を記載すること。（副本には、氏名が特定できないように記載し、所在地は記載しないこと。）
- (2) 本業務の一部を委託する場合は、委託する法人名・所在地・委託する業務範囲、役割分担及び委託が必要な理由を記載すること。（副本には、法人名が特定できないように記載し、所在地は記載しないこと。）
※ なお、責任者、業務管理者等の管理職に相当するスタッフの再委託は認めない。

【見積書の作成】

- (1) 見積書はその根拠が把握できるように、職種別人数、機器類の調達・保守など詳細に記載すること。
なお、当該見積書は、企画提案書が選定された事業者との契約額を確定するものではない。

ア 本業務を実施するために必要な一切の経費を含むとともに、企画提案により付加された機能など、仕様書に記載はないが、実施が効果的と認められる事項を行う場合においても、本見積額に含めることとする。

イ 見積書は、以下の項目に分けて作成し、積算根拠として内訳書を添付すること。

- ・屋外用ネットワークカメラおよび関連パーツの調達費用
- ・データ通信 SIM の調達および利用に係る費用
- ・システム設計および構築に係る費用
- ・システム運用および保守に係る費用
- ・設置・電源配線工事費および電気利用料
- ・報告書作成費

ウ 本業務の内容には含まれないが、令和 9 年度以降に実施見込みの事業内容について提案し、参考見積を提出すること。

参考見積の項目例は以下のとおり。

- ・データ通信 SIM の調達および利用に係る費用
 - ・システム運用および保守に係る費用
 - ・設置・電源配線工事費および電気利用料
 - ・報告書作成
- など

9. 参加者の資格要件

この企画提案に応募する事業者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和 8 年度～令和 11 年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。
- (6) 国または地方自治体が発注した類似の業務について、元請としての履行実績があること。ただし、当該履行実績は、平成 28 年 4 月 1 日以降に業務が完了しているもの（共同企業体により履行した業務を含む。）であること。
- (7) 令和 8 年度～令和 11 年度札幌市競争入札参加資格者名簿における本店又は支店等の所在地が札幌市内であること。

10. 一般事項（提出方法等）

(1) 提出書類

【正本】1 部

① 参加意向申出書（様式第 1 号）

（添付書類）

ア 同種業務等実績書（様式第 2 号）

イ 業務の実施を証明する書類

上記アに記載した業務を実施したことを証明する書類（契約書・請書の写し、又は業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し）及び当該業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他提出者が必要と判

断した書類)

ウ 競争参加資格認定通知書の写し

② 企画提案書

※ 4. 業務内容を熟読の上作成すること。

※ 提案書として提出する資料の電子媒体（DVD、CD等）を1部提出すること。

なお、ファイル共有サービス等の利用を希望する場合は、（3）に記載の提出先担当課と事前に調整の上、提出方法を決定すること。

【副本】10部

上記②の企画提案書

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は特定記録によること。

(3) 提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎8階北側

札幌市 建設局 土木部 雪対策室 計画課

電話 011-211-2682 Fax 011-218-5141

(4) 提出期限

令和8年9月7日(月)17時必着とする。なお、郵送の場合は特定記録によること。

ただし、持参による提出は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の9時～17時とする。

(5) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(6) 無効の取扱い

下記の内容を含む提案は、評価対象外とするので留意すること。

- ・ 見積金額が提案上限金額を超えている場合
- ・ 責任者、業務管理者等の管理職に相当するスタッフを再委託する場合

(7) その他

- ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。
- イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- ウ 提出された企画提案書等は返却しない。
- エ 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は認めない。

11. 質疑一般事項（提出方法等）

(1) 質問の受付期限

令和8年9月2日（水） 12時必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問書（様式第3号）により、要旨を簡潔にまとめ、下記15の連絡先まで持参又はFAXにより提出すること。
ただし、持参による提出は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の9時～17時とする。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、札幌市雪対策室のホームページで随時掲載する。

12. 契約候補者の選定方法

(1) 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係部局の職員等からなる「雪堆積場違反車両検知システム構築運用業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」という）において審査し、総合的に最も優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査

「9. 参加者の資格要件」を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。なお、参加者が3社（者）以下の場合は、一次審査を省略することができる。

- (ア)「10. (6) 無効の取扱い」に該当する提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。
- (イ)一次審査通過の企画提案は3件程度とする。
- (ウ)一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

なお、一次審査通過者が1社（者）であった場合は、一次審査の結果により、二次審査を省略することができる。

- (ア)出席者は1件当たり3名以内とし、説明者は企画提案書記載の総括責任者を基本とする。
- (イ)プレゼンテーションは、30分程度（説明20分・質疑10分）とする。
- (ウ)説明については、提出済みの書類について行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。
- (エ)企画提案書の内容についてパワーポイントを使用して説明することも可能とする。

ただし、説明内容が企画提案書から逸脱する場合には減点とする。

※担当部局において、ノートパソコン、スクリーン、プロジェクターを用意する。

説明者によるノートパソコンの持ち込みも認める。

(2) 審査基準
下表のとおり

【一次審査（書類審査）】

審査項目	審査の視点	評価点					配点
1) 業務遂行能力に関すること	・ I C T、情報システム等に関する十分な実績があり、経験およびノウハウを活かした適切な人員配置が予定されているか。	10	8	6	4	2	15点
	・ 本業務が適切かつ円滑に遂行できるスケジュールとなっているか。	5	4	3	2	1	
2) 屋外用ネットワークカメラの選定及びキックティングに関すること	・ 必要な機能や性能を備えているか。 (マイナス気温での稼働、夜間等低照度環境での映像取得、画像解析に適切な解像度など)	5	4	3	2	1	10点
	・ ネットワークカメラを調達する際に係る費用が安価か。	5	4	3	2	1	
3) データ通信 SIM の選定・調達に関すること	・ 必要な機能や性能（データ通信容量等）を備えているか。	5	4	3	2	1	5点
4) システム設計および構築に関すること	・ 必要な機能や性能を備えているか。 (交通誘導警備員への伝達、違反車両のシステムページ上での閲覧)	10	8	6	4	2	35点
	・ 利用者が使いやすい仕様となっているか。 (システムが使いやすくなるための工夫や機能)	10	8	6	4	2	
	・ クラウドの容量など、データの保存機能が適切か。	5	4	3	2	1	
	・ 維持管理のしやすさ、開発・設置・撤去等の初期費用、運用費用、維持管理費用及び更新費用などを含めた経済性が考慮されているか。	5	4	3	2	1	
	・ 不正アクセスによる情報漏洩などを防ぐためのセキュリティ対策が行われているか	5	4	3	2	1	
5) 運用に関すること	・ 運用期間における障害や不具合発生時の対応など、安定した稼働を実現するための取組みや体制の確保が提案されているか。	5	4	3	2	1	15点
	・ 通信エラーを含むシステム障害の対応についての提案が適正か。	5	4	3	2	1	
	・ 運用にあたって取得される個人情報の保護が適切か。	5	4	3	2	1	
6) その他 (減点項目)	・ 提案書のページが18ページを超える ・ 提案書に記載すべき事項が不足している ・ 本提案説明書に記載する禁止事項や留意事項を遵守していない						各項目 -2点
合計（委員1人当たり）							80点

【二次審査（プレゼンテーション）】

審査項目	審査の視点	評価点					配点
1) 業務遂行能力に関する事	・ I C T、情報システム等に関する十分な実績があり、経験およびノウハウを活かした適切な人員配置が予定されているか。	10	8	6	4	2	15点
	・ 本業務が適切かつ円滑に遂行できるスケジュールとなっているか。	5	4	3	2	1	
2) 屋外用ネットワークカメラの選定及びキックティングに関する事	・ 必要な機能や性能を備えているか。 (マイナス気温での稼働、夜間等低照度環境での映像取得、画像解析に適切な解像度など)	5	4	3	2	1	10点
	・ ネットワークカメラを調達する際に係る費用が安価か。	5	4	3	2	1	
3) データ通信 SIM の選定・調達に関する事	・ 必要な機能や性能（データ通信容量等）を備えているか。	5	4	3	2	1	5点
4) システム設計および構築に関する事	・ 必要な機能や性能を備えているか。 (交通誘導警備員への伝達、違反車両のシステムページ上での閲覧)	10	8	6	4	2	35点
	・ 利用者が使いやすい仕様となっているか。 (システムが使いやすくなるための工夫や機能)	10	8	6	4	2	
	・ クラウドの容量など、データの保存機能が適切か。	5	4	3	2	1	
	・ 維持管理のしやすさ、開発・設置・撤去等の初期費用、運用費用、維持管理費用及び更新費用などを含めた経済性が考慮されているか。	5	4	3	2	1	
	・ 不正アクセスによる情報漏洩などを防ぐためのセキュリティ対策が行われているか	5	4	3	2	1	
5) 運用に関する事	・ 運用期間における障害や不具合発生時の対応など、安定した稼働を実現するための取組みや体制の確保が提案されているか。	5	4	3	2	1	15点
	・ 通信エラーを含むシステム障害の対応についての提案が適正か。	5	4	3	2	1	
	・ 運用にあたって取得される個人情報の保護が適切か。	5	4	3	2	1	
6) プレゼンテーション	・ 企画提案書の内容を補完した十分な説明が行われ、取組意欲が強く感じられるか	10	8	6	4	2	20点
	・ 委員からの質問や意見に対して、的確・迅速に回答するなどの対応力があるか。	10	8	6	4	2	
7) その他 (減点項目)	・ 提案書のページが18ページを超える ・ 提案書に記載すべき事項が不足している ・ 説明内容が企画提案書から逸脱している ・ 本提案説明書に記載する禁止事項や留意事項を遵守していない						各項目 -2点
合計（委員1人当たり）							100点

採点の方法

委員は、提案に対し「12.（2）審査基準」の各項目（審査の視点）について、下記のとおり採点する。なお、間の点数は認めない。

○評価点が10点満点の場合

特に優れている→10点、優れている→8点、普通→6点、やや不十分→4点、不十分→2点

○評価点が5点満点の場合

特に優れている→5点、優れている→4点、普通→3点、やや不十分→2点、不十分→1点

【採点基準】	評価点が10点満点の場合	評価点が5点満点の場合
特に優れている	10点	5点
優れている	8点	4点
普通	6点	3点
やや不十分	4点	2点
不十分	2点	1点

(3) 評価方法・最低基準点

委員会の各委員による採点を合計する総合点数評価とする。また、最低基準点を実施した審査の満点の6割とし、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。

(4) 採点が同点の場合の取扱い

同点の参加者が2社（者）以上あった場合には、委員会で協議のうえ選定する。

(5) 参加者が1社（者）であった場合

最低基準点（実施した審査の満点の6割）以上の場合に限り契約候補者として選定する。

(6) 審査結果通知

審査結果確定後（9月下旬予定）、速やかに参加者全員に通知する。

(7) 評価についての疑義の申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

13. 企画提案に係る手続き・スケジュール

(1) 手続き関係様式

様式を定めるものは以下のとおり。

様式第1号	参加意向申出書
様式第2号	同種業務等実績書
様式第3号	質問書

(2) スケジュール

内容	日程
質問の受付	令和8年9月2日（水）12時まで
参加意向申出書の受付 企画提案の受付	令和8年9月7日（月）17時まで
一次審査（書類審査）の実施	令和8年9月10日（木）を予定
二次審査（プレゼンテーション）の実施	令和8年9月16日（水）を予定
審査結果通知	二次審査実施後
契約手続き	審査結果通知後

14. 契約候補者との役務契約

- (1) 札幌市は、本件企画競争の審査結果により選定された契約候補者と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。
- (2) 契約候補者との協議が不調に終わった場合や、審査結果通知後に契約の相手方としてふさわしくないことが判明した場合は、評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。
- (3) 企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。（具体的な契約内容及び委託費の額は、契約候補者と札幌市との協議を通じて決定するものとする。）
- (4) 企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときには、契約の相手方としない。
- (5) 契約締結時点で、地方自治法施行令第167条の4に該当した場合、入札参加資格停止措置を受けた場合又は暴力団関係者となった場合には、契約を締結しない場合がある。

15. 本提案説明書に関する連絡先

札幌市 建設局 土木部 雪対策室 計画課

（〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎8階北側）

電話 011-211-2682 Fax 011-218-5141

※業務時間：月曜日から金曜日（祝日を除く）8時45分～17時15分

別紙1 新琴似8横雪堆積場 利用ルール(禁止事項)概要図

カメラ①、② : 市道「新琴似第8横線」および道道865号「西5丁目・樽川通」を走行する車両を撮影し、カメラ①と②に連続して映り込んだ車両を検知した場合に回転灯などにより入口の誘導を行う交通誘導警備員へ伝達する。
また、WEB上で閲覧できるシステム上での映像(動画または静止画)の保持を行う。

カメラ③ : 4tダンプ専用退場口からは、本来は直進退場のみを認めているが、違反行為である右左折退場を行う車両がいる。
4tダンプ専用退場口を利用する車両のうち右左折により退場したものを撮影し、WEB上で閲覧できるシステム上での映像(動画または静止画)の保持を行う。



札幌市情報セキュリティポリシーに基づく特記事項

1. 業務責任者

- (1) 受託者は、本業務の契約締結後、業務責任者を定め、書面をもって委託者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも同様とする。
- (2) 業務責任者は、委託者の指示に従い、本業務に関して一切の事項を処理するものとする。
- (3) 委託者は、受託者の業務責任者について、本業務の履行又は管理につき著しく不適當と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面をもって必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2. 情報資産の取扱い

- (1) 受託者は、委託者の情報資産を取り扱うときは、取扱者を限定し、書面をもって委託者に通知しなければならない。
- (2) 受託者は、前項の取扱者に、委託者から預託された情報資産の適正な取扱いに関する誓約書を提出させなければならない。
- (3) 受託者は、本業務で取り扱う委託者の情報資産を、委託者の許可無く持ち出し又は本業務の目的以外に使用し、複写し、及び複製してはならない。

3. 資料及び物品の貸与等

- (1) 委託者は、受託者に対し本業務に必要な資料及び物品を受託者と協議の上、無償で貸与することができる。
- (2) 前項の貸与にあたって、受託者は借用書を提出しなければならない。
- (3) 受託者は、委託者から提供を受けた貸与品を善良なる取扱者の注意をもって管理し、委託者の許可無く持ち出し又は本業務の目的以外に使用し、複写し、及び複製してはならない。
- (4) 受託者は、使用後若しくは本業務完了後又は契約書の規定により契約を解除したときは、貸与品を直ちに委託者に返還するものとする。
- (5) 受託者は、貸与品に事故等があった場合は、直ちに委託者に報告し、委託者の指示を受けなければならない。

4. 秘密の保持等

- (1) 受託者又は受託者の従業員は、本業務の履行期間及び履行期間経過後において、本業務の遂行上知り得た次の各号に掲げる情報（以下「秘密情報」という。）を機密として保持することとし、いかなる第三者に対しても開示若しくは漏洩し又は本業務の目的以外に使用してはならない。ただし、委託者から事前の書面による承諾を得た上で開示する場合及び法令の定めるところにより国又は地方公共団体からの命令による開示を求められた場合はこの限りではない。

ア) 秘密である旨が明示された仕様、図面、写真、ファイル、その他関係資料等の書面又は電子媒体による委託者が受託者に提供した情報

- イ) 秘密である旨を告知された上で口頭、その他書面又は電子媒体以外の方法により委託者が受託者に提供した情報
 - ウ) 委託者より預託された秘密情報を基に処理し又は加工して得られた結果の内容
 - エ) その他委託者が指定する委託者の業務上及び技術上の秘密事項
- (2) 受託者は、秘密情報の第三者への漏洩又は紛失を防止するため、就業規則、業務規定、その他の規定等を整備する等、適切な措置を講じなければならない。

5. 秘密情報の返還義務

- (1) 受託者は、本業務の完了日又は契約解除の日をもって、前記4(1)の秘密情報を委託者に返還するとともに、その他複製複写物を一切保持してはならない。ただし、委託者が必要と認めるときは、その返還日を延期することができる。